

少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正・令和元年十二月六日改正・令和三年十二月三日改正・令和五年三月三日改正）中一部改正

少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正・令和元年十二月六日改正・令和三年十二月三日改正・令和五年三月三日改正）の一部を次のように改正する。

第一項中「及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度」を「、罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度並びに国選弁護制度及び国選付添人制度の更なる拡充のため現在の国選弁護人及び国選付添人の報酬基準では十分に賄われていない国選弁護人及び国選付添人の活動を支援する制度」に改める。

附 則

第一項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。